



⑦秘密保持の原則とは？



A. バイステックの7原則⑦、ですね。

人と関わる援助者の行動規範として有名なものに「バイステックの7原則」があり、今回は最後の7つめ「秘密保持の原則」です。

「その子どもの個人的情報・プライバシーは絶対に他方にもらしてはならない」とする考え方で

す。

いわゆる「[個人情報保護](#)」ということですね。

法律にも「個人情報保護法」というものがありますね。

どのような仕事にも守秘義務は発生し基本となりますが、特に対人関係の仕事では一層重要になっています。

「社会福祉士及び介護福祉士法」にも秘密保持についての記載がありますね。

その人の個人情報を守ることは義務であり、信頼関係を構築するときの基礎になるものです。

個人情報が他方に漏れてしまった場合、使われ方によっては本人に害をなす可能性があります。

そのために信頼関係を失ってしまうことも考えられますね。

職場でも個人情報の取扱いに関するルールを決め、徹底する必要があります。

秘密保持を意識して行動するということは不可欠なものです。

個人情報の使用にあたって、子どもや保護者に不安を与えていないかを確認する必要もあります。

電話での問い合わせなど、個人情報の管理はしっかりできているか確認しておきたいところです。

また保護者によっては、家までの[送迎](#)を気にされることもあり得ます。

利用している家庭の中には、福祉サービスの利用を他の人に知られたくない、という考えの方もいらっしゃいます。

そういったケースのために、送迎方法などはしっかりと意思確認しておいたほうがよく、必要であれば[個別支援計画](#)に明記しておく必要があります。

スタッフは子どもや保護者、その家庭の生活に密接に関わっています。
子どもや家族の個人情報や他者に知られたくないことを知り得てしまうのですね。
そこで、より一層知ったことを他にもらさない、ことが重要になってくるのです。

秘密保持の原則を誠実に守る必要があります。
秘密がきちんと守られることを子どもやその家族が実感できると、より深い信頼関係を構築することができます。
そうなることによって、さらにより良い支援につなげていけるのではないかしら。

《MENU》

《⑥自己決定の原則とは？

「継次処理」と「同時処理」って？》

2023-07-18 掲載